

盛岡市監査委員告示第 47 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成 27 年 12 月 25 日

盛岡市監査委員	工 藤 由 春
同	菊 池 秀 一
同	佐 藤 敬 三
同	八木橋 美 紀

- |              |                                 |
|--------------|---------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 27 年 10 月 29 日付け 27 盛監第 47 号 |
| 2 対象部署及び事項   | 市民部に係る指摘事項                      |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。                         |

27 盛 ス 第 68 号  
平成 27 年 12 月 22 日

盛岡市監査委員 工 藤 由 春  
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一  
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三  
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 27 年 10 月 29 日付け 27 盛監第 47 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（市民部 スポーツ推進課）

- (1) 行政財産の使用料の算定に当たり、端数処理に不適正な事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (2) 学校施設開放の使用料の徴収に当たり、許可の際に使用料を徴収していない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (3) 行政財産の使用の許可に当たり、総務部長の合議を得ていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 行政財産使用料算定関係について

ア 措置の内容

端数計算に関する法律の適用について、課内研修会で周知徹底するとともに、複数職員によるチェックを行うこととした。

イ 原因及び再発防止策の内容

端数計算に関する法律等関係規程の認識不足が原因である。

今後は、使用料等の決定時において、根拠法令及び算定方法を明記するとともに、複数職員によるチェックを徹底し、再発防止に努める。

(2) 学校施設開放使用料関係について

ア 措置の内容

使用許可に当たっては、条例等に基づく適正な事務処理を遵守するよう課内会議で周知徹底するとともに、今後は許可の際に使用料を徴収することとした。

イ 原因及び再発防止策の内容

盛岡市有校舎等使用料条例等関係規程の認識が不足していたことが原因である。

今後は、根拠となる条例等に基づき適正な事務を行うよう課内会議で周知徹底し、再発防止に努めるとともに、盛岡市有校舎等使用料条例の見直しも検討したい。

(3) 行政財産使用許可関係について

ア 措置の内容

行政財産の使用許可に当たっては、専決・代決に関する規程や財務規則に基づく適正な事務処理を行うよう課内研修会で周知徹底するとともに、複数職員による相互確認を行うこととした。

イ 原因及び再発防止策の内容

専決・代決に関する規程や財務規則の認識不足が原因である。

今後は、根拠となる規程や規則を原議に明記するなど、関係する規程や規則に基づき適正に使用許可を行うこととを徹底し、再発防止に努める。

盛陸市監査委員 工 藤 由 春  
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一  
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三  
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 27 年 10 月 29 日付け 27 盛監第 47 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（市民部 都南総合支所 飯岡出張所）

印鑑登録証明手数料の取扱事務に当たり、納入通知書（兼領収証書）に指定金融機関の領収日付印の押印が行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

当該指定金融機関において、領収日付印の押印漏れのないよう適正な窓口処理の執行を求めると共に、当該納入通知書（兼領収証書）に指定金融機関の領収日付印の押印を行った。

(2) 原因及び再発防止策の内容

原因は、手数料等納付時において指定金融機関収納窓口担当者の領収日付印の押印漏れ、その納付にかかる確認徹底が不十分であったことによる。

今後は、指定金融機関において手数料等の納付時、充分注意すると共に、当所においても複数の職員による確認を行い再発防止に努める。